

○厚生労働省告示第六十六号

精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第二十七号)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(令和二年 文部科学省令第二号)の施行に伴い、並びに精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)第二条第十四号、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年 文部科学省令第三号)第一条第七項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十年厚生省告示第十号)の一部を次の表のように改正する。

令和二年三月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する告示

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)

第一条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十年厚生省告示第十号)の一部を次の表のように改正する。(傍線部分は改正部分)

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). The table lists specific regulations regarding the training and certification of mental health workers, detailing changes to the curriculum and the types of facilities and activities permitted.

- 二 (略)
三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。))
四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法に規定する精神保健福祉センター
五・六 (略)
七 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- 八 (略)
九 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する地域包括支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- 十・十一 (略)
十二 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- 三 (略)
四 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。若しくは障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。))

- 五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)

- 六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神保健福祉センター
七・八 (略)
九 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

<p>一〇四 (略)</p> <p>改 正 後</p> <p>精神保健福祉士法施行規則第二十条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p>	<p>第二十条 精神保健福祉士法施行規則第二十条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成二十三年厚生労働省告示第二百七十七号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>十四 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設</p> <p>十五 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設</p> <p>十六 (略)</p>
<p>一〇五 (略)</p> <p>改 正 前</p> <p>精神保健福祉士法施行規則第二十条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設</p>	<p>(精神保健福祉士法施行規則第二十条第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部改正)</p>	<p>支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>十五 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>二〇三 (略)</p> <p>改 正 後</p> <p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準</p>	<p>附 則 (適用期日) 第一条 この告示は、告示の日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。</p> <p>一 第一条の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(以下「実習施設等告示」という。各号の規定 第二条の規定 令和二年四月一日 二 第一条中実習施設等告示の題名の改正規定、附則第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の規定 令和三年四月一日</p> <p>(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成二十三年厚生労働省告示第二百七十九号)の一部を次のように改正する。次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準</p>
<p>二〇三 (略)</p> <p>改 正 前</p> <p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準</p>	<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準</p>	<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五号第一号ワ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一号第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準</p>

講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの)を必ず含むこと。

イ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)並びに科目省令第一条第一項第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)(以下「ソーシャルワーク演習等」という)。

ロ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク実習指導及び科目省令第一条第十九号に規定する精神保健福祉援助実習指導(以下「ソーシャルワーク実習指導等」という)。

ハ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク実習及び科目省令第一条第二十号に規定する精神保健福祉援助実習(以下「ソーシャルワーク実習等」という)。

別表三 (略)

備考

- 一 精神保健福祉援助演習方法論Ⅰは、ソーシャルワーク演習等の講義要目の作成方法に関する事項を含むものとする。
- 二 精神保健福祉援助演習方法論Ⅱは、ソーシャルワーク演習等の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。
- 三 精神保健福祉援助演習方法論Ⅲは、ソーシャルワーク演習等において使用する教材に関する事項を含むものとする。
- 四 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰは、ソーシャルワーク実習等の意義に関する事項を含むものとする。
- 五 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱは、ソーシャルワーク実習指導等の教育の内容及び方法(次号に掲げるものを除く)に関する事項を含むものとする。
- 六 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲは、ソーシャルワーク実習等における定期的な面接による教育方法に関する事項を含むものとする。

講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの)を必ず含むこと。

イ 指定規則別表第一並びに科目省令第一条第一項第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)

ロ 指定規則別表第一及び科目省令第一条第十九号に規定する精神保健福祉援助実習指導

ハ 指定規則別表第一及び科目省令第一条第二十号に規定する精神保健福祉援助実習

別表三 (略)

備考

- 一 精神保健福祉援助演習方法論Ⅰは、精神保健福祉援助演習の講義要目の作成方法に関する事項を含むものとする。
- 二 精神保健福祉援助演習方法論Ⅱは、精神保健福祉援助演習の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。
- 三 精神保健福祉援助演習方法論Ⅲは、精神保健福祉援助演習において使用する教材に関する事項を含むものとする。
- 四 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰは、精神保健福祉援助実習の意義に関する事項を含むものとする。
- 五 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱは、精神保健福祉援助実習指導の教育の内容及び方法(次号に掲げるものを除く)に関する事項を含むものとする。
- 六 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲは、精神保健福祉援助実習における定期的な面接による教育方法に関する事項を含むものとする。

第七条 基準告示の一部を次の表のように改正する。

七 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳは、ソーシャルワーク実習等の評価方法に関する事項を含むものとする。

七 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳは、精神保健福祉援助実習の評価方法に関する事項を含むものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(以下「指定規則」という)第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という)第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの(ロ及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの)を必ず含むこととし、ロ及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの(イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの)を必ず含むこと。</p> <p>イ 指定規則別表第一並びに科目省令第一条第十九号及び第二十号に規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)(以下「ソーシャルワーク演習等」という)。</p> <p>ロ 指定規則別表第一及び科目省令第一条第二十一号に規定するソーシャルワーク実習指導(以下「ソーシャルワーク実習指導」という)。</p>	<p>精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(以下「指定規則」という)第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(以下「科目省令」という)第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの(ロ及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表演習分野の項に定めるもの)を必ず含むこととし、ロ及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの(イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあつては、別表実習分野の項に定めるもの)を必ず含むこと。</p> <p>イ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)並びに科目省令第一条第一項第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)(以下「ソーシャルワーク演習等」という)。</p> <p>ロ 指定規則別表第一に規定するソーシャルワーク実習指導及び科目省令第一条第十九号に規定する精神保健福祉援助実習指導(以下「ソーシャルワーク実習指導等」という)。</p>

(傍線部分は改正部分)

ハ 指定規則別表第一及び科目省令第一
 条第二十二号に規定するソーシャル
 ワーク実習(以下「ソーシャルワーク
 実習」という。)

三 (略)
 別表 (略)
 備考

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰは、
 ソーシャルワーク実習の意義に関する事項
 を含むものとする。
- 五 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱは、
 ソーシャルワーク実習指導の教育の内容及
 び方法(次号に掲げるものを除く。)に関す
 る事項を含むものとする。
- 六 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲは、
 ソーシャルワーク実習における定期的な面
 接による教育方法に関する事項を含むもの
 とする。
- 七 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳは、
 ソーシャルワーク実習の評価方法に関する
 事項を含むものとする。

ハ 指定規則別表第一に規定するソ
 シアルワーク実習及び科目省令第一
 条第二十号に規定する精神保健福祉援助
 実習(以下「ソーシャルワーク実習等」
 という。)

三 (略)
 別表 (略)
 備考

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰは、
 ソーシャルワーク実習等の意義に関する事
 項を含むものとする。
- 五 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱは、
 ソーシャルワーク実習指導等の教育の内容及
 び方法(次号に掲げるものを除く。)に関
 する事項を含むものとする。
- 六 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲは、
 ソーシャルワーク実習等における定期的な
 面接による教育方法に関する事項を含むも
 のとする。
- 七 精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳは、
 ソーシャルワーク実習等の評価方法に関す
 る事項を含むものとする。

(基準告示の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第六条の規定の適用の日前に同条の規定による改正前の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第三

項第四号に規定する講習会をいう。以下同じ。)を修了した者については、附則第六条の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会を修了した者とみなす。

第九条 附則第七条の規定の適用の日前に同条の規定による改正前の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会を修了した者については、附則第七条の規定による改正後の基準告示に規定する基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られた講習会を修了した者とみなす。

第十条 附則第六条の規定による改正後の基準告示第二号イに規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)は、精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第二十七号)第二条の規定による改正前の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(以下「旧指定規則」という。)別表第一に規定する精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)を含むものとする。

2 附則第六条の規定による改正後の基準告示第二号ロに規定するソーシャルワーク実習指導は、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助実習指導を含むものとする。

3 附則第六条の規定による改正後の基準告示第二号ハに規定するソーシャルワーク実習は、旧指定規則別表第一に規定する精神保健福祉援助実習を含むものとする。

第十一条 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号イに規定するソーシャルワーク演習及びソーシャルワーク演習(専門)は、旧指定規則別表第一並びに精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(令和二年厚生労働省令第二号)第二条の規定による改正前の精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(以下「旧科目省令」という。)第一条第一項第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習(基礎)及び精神保健福祉援助演習(専門)を含むものとする。

2 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号ロに規定するソーシャルワーク実習指導は、旧指定規則別表第一及び旧科目省令第一条第一項第十九号に規定する精神保健福祉援助実習指導を含むものとする。

3 附則第七条の規定による改正後の基準告示第二号ハに規定するソーシャルワーク実習は、旧指定規則別表第一及び旧科目省令第一条第一項第二十号に規定する精神保健福祉援助実習を含むものとする。

(基準告示の一部改正に伴う準備行為)
 第十二条 附則第七条の規定の適用の日以後に講習会を行おうとする者が行う届出(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第三条第四号の規定によりあらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとされる届出をいう。)及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第七条の規定の適用の日前においても、同条の規定による改正後の基準告示の規定の例により行うことができる。